

秋田県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成28年6月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
鳥寿苑訪問介護事業所	由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成28年3月31日
鳥寿苑通所介護事業所	由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地	通所介護、介護予防通所介護	平成28年3月31日
鳥寿苑訪問入浴介護事業所	由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成28年3月31日
悠楽館通所介護事業所	由利本荘市鳥海町上笹子字塚台105番地	通所介護、介護予防通所介護	平成28年3月31日
鳥寿苑居宅介護支援事業所	由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地	居宅介護支援事業	平成28年3月31日
鳥寿苑短期入所生活介護事業所	由利本荘市鳥海町伏見字久保77番地	介護予防短期入所生活介護	平成28年3月31日